

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

○行政職給料表

級	基準となる職務	合計		内 訳			職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階	
1級	定型的な業務を行う職務	594	10.7	主事(うち一般任期付 19名)	358	1,527	27.4	主事・技師級	
				技師(うち一般任期付 1名)	130				
				書記	1				
				係員(警察事務の主任を含む)	105				
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	921	16.6	主事	553	1,247	22.4	係長級	
				技師	279				
				書記	3				
				係員(警察事務の主任を含む)	84				
				係長	2				
3級	係長又は主任の職務	1,134	20.4	主事	3	1,247	22.4	係長級	
				係員(警察事務の主任を含む)	11				
				主査	34				
				副主査(うち再任用 246名)	740				
				主任(うち再任用 18名)	244				
				書記	0				
				係長	54				
				図書館課長	0				
				資料主任	1				
				専門員(うち再任用 4名)	10				
				事務主任	37				
4級	課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	1,561	28.1	係員	0	1,715	30.8	課長補佐級	
				主査	25				
				副主査	3				
				主任	2				
				事務主任	2				
				技術主任	8				
				係長	35				
				専門員	48				
				副課長	241				
				副室長	154				
				課長補佐	51				
				所長補佐(うち再任用 2名)	18				
				主査(うち再任用 1名、一般任期付 1名)	752				
				主任相談員	2				
				主任身体障害者福祉司	1				
				主任児童福祉司	2				
				主任職業訓練指導員	7				
				助教授	5				
				農業改良普及センター副所長	10				
				土木事務所室長	3				
				職員研修・研究支援センター室長	1				
				自転車競技事務所課長	1				
				府税事務所課長	3				
				消防学校事務長	1				
府営水道事務所課長	1								
公営企業管理事務所課長	1								
流域下水道事務所室長	0								
児童相談所課長	1								
淇陽学校副校長	1								
洛南病院課長	2								
看護学校副校長(うち再任用 1名)	1								
高等技術専門校課長	5								

			林務事務所課長	1			
			監査主任	1			
			委員会事務局次長	1			
			船長	1			
			教育局課長	11			
			図書館課長	3			
			郷土資料館課長	3			
			人事主事	6			
			事務主任	114			
			事務長	2			
			司書主任	12			
			室長補佐	1			
			場長補佐	1			
			警察署課長	17			
			係長	2			係長級
			副課長	5			課長補佐級
			副室長	2			
			課長補佐	10			
			専門幹	238			
			主査	9			
			主任知的障害者福祉司	1			
			助教授	1			
			農業改良普及センター副所長	1			
			淇陽学校課長	1			
			事務長	2			
			室長補佐	3			
			所長補佐	0			
			警察署課長	4			
			副課長	214			
			副室長	53			
			主幹	33			
			所長補佐	1			
			主査	4			
			教授	3			
			広域振興局出張所長	3			
			保健所室長	18			
			農業改良普及センター所長	2			
			農業改良普及センター副所長	2			
			土木事務所室長	28			
			府税事務所課長	5			
5級	主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務	725	13 自動車税管理事務所課長	1			
			公営企業管理事務所課長	1			
			流域下水道事務所所長	1			
			流域下水道事務所副所長	1			
			流域下水道事務所室長	0			
			精神保健福祉総合センター課長	1			
			児童相談所副所長	2	446	8.0	
			児童相談所課長	1			
			洛南病院課長	0			
			計量検定所課長	1			
			高等技術専門校課長	1			
			林務事務所課長	1			
			大野ダム総合管理事務所次長	1			
			大野ダム総合管理事務所課長	1			
			教育局課長	4			
			郷土資料館課長	1			

				事務長(うち再任用 3名)	43				
				警察署課長	4				
				次席	1				
				調査官	7				
				情報管理技術センター所長	1				
				交通管制センター所長	1				
				免許更新センター所長	1				
				情報公開室長	1				
				自動車整備工場長	1				
				交通管制センター副所長	1				
				担当課長	1				課長級
				副課長	0				主幹級
				主幹	0				
				体育館副館長	1				
				課長	18				
				担当課長(うち一般任期付 1名)	99				
				参事	102				
				センター長	2				
				副センター長	4				
				統括保健師長	1				
				室長	4				
				広域振興局室長	27				
				保健所次長	3				
				保健所技術次長	1				
				保健所地域統括保健師長	2				
				農業改良普及センター所長	1				
				土木事務所次長	2				
				土木事務所技術次長	8				
				土木事務所室長	8				
				職員研修・研究支援センター次長	1				
				自転車競技事務所次長	1				
				府税事務所総括室長	2				
				自動車税管理事務所次長	1				
				東京事務所副所長	2				
			336	6.0 植物園副園長	2				
				京都学・歴史館課長	1				
				体育館館長	1				
				府営水道事務所所長	2				
				流域下水道事務所所長	2				
				流域下水道事務所技術次長	1				
				児童相談所長	2				
				看護学校事務長	1				
				高等技術専門校副校長	1				
				農業大学校部長	1				
				農林水産技術センター副所長	1				
				水産事務所課長	3				
				林務事務所次長	1				
				林業大学校部長	1				
				港湾局課長	1				
				教育局次長	5				
				総合教育センター所長	0				
				図書館部長	2				
				郷土資料館長	2				
				事務長(うち 再任用2名)	11	473	8.5		課長級
				施設管理室長	1				
				監査室長	1				

6級

1 本庁(知事の事務部局(地方機関を除く。))若しくは警察本部、市警察部若しくは警察学校(以下「警察本部等」という。)をいう。以下同じ。)又は議会、教育委員会、人事委員会、監査委員若しくは労働委員会の事務局(教育委員会にあつては、地方機関を除く。以下「議会等の事務局」という。)の課長又は参事(以下「課長等」という。)の職務
2 地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務

			照会センター所長	1		
			主席調査官	2		
7級	1 本庁又は議会等の事務局の課長等であつて、 困難な業務を処理するものの職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方 機関における1の職務に相当する職務	141	2.6	課長	67	
				担当課長	2	
				参事	10	
				企画参事	2	
				センター長	1	
				室長	2	
				広域振興局室長	8	
				保健所次長	4	
				保健所技術次長	1	
				農業改良普及センター所長	4	
				土木事務所長	3	
				土木事務所次長	6	
				旅券事務所次長	1	
				府税事務所副所長	3	
				消防学校長	1	
				府営水道事務所次長	1	
				府営水道事務所技術次長	1	
				公営企業管理事務所長	1	
				流域下水道事務所長	1	
				流域下水道事務所次長	1	
				精神保健福祉総合センター次長	1	
				家庭支援総合センター所長	1	
				家庭支援総合センター副所長	2	
				中小企業技術センター課長	1	
				中小企業技術センター分室長	1	
				織物・機械金属振興センター副所長	1	
				高等技術専門校校長	1	
				高等技術専門校副校長	1	
				農林水産技術センター室長	1	
				水産事務所次長	1	
				大野ダム総合管理事務所長	1	
				港湾局課長	1	
				教育局長	1	
				総合教育センター次長	1	
				装備課長	1	
				公安委員会補佐室長	1	
				理事	1	
				広域振興局部長	1	
				高等技術専門校校長	1	
				港湾局副局長	1	
			政策監	2		
			副部長	11		
			技監	4		
			理事(うち再任用 1名、うち一般任期付 1名)	47		
			室長	3		
			職員長	1		
			副会計管理者	1		
			企画監	1		
			情報政策統括監	1		
			男女共同参画監	1		
			公営企業管理監	1		
			環境技術専門監	1		
			学研都市・ものづくり推進監	1		

8級	1 本庁の次長又は議会等の事務局の部長若しくは次長の職務 2 特に困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	131	2.4	議会事務局次長	1	156	2.8	部長級
				委員会事務局次長	3			
				広域振興局副局長	5			
				広域振興局部長	11			
				土木事務所長	1			
				旅券事務所長	1			
				府税事務所長	3			
				自動車税管理事務所長	1			
				自転車競技事務所長	1			
				東京事務所長	1			
				京都学・歴史館副館長	2			
				府営水道事務所長	1			
				保健環境研究所次長	1			
				児童相談所長	1			
				淇陽学校長	1			
				洛南病院部長	1			
				計量検定所長	1			
				中小企業技術センター所長	1			
				織物・機械金属振興センター所長	1			
				高等技術専門校長	3			
				水産事務所長	1			
林務事務所長	1							
林業大学校副校長	1							
教育監	1							
部長	2							
教育局長	4							
総合教育センター所長	1							
図書館副館長	1							
参事官	1							
9級	1 本庁の部長の職務 2 議会等の事務局の長(教育委員会にあつては、教育次長を含む。)又は困難な業務を処理する部長の職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	21	0.4	部長	7	5,564	100	
				危機管理監	1			
				知事室長	1			
				会計管理者	1			
				理事	1			
				港湾局長	1			
				議会事務局長	1			
				委員会事務局長	3			
				広域振興局長	4			
教育次長	1							
合 計		5,564	100		5,564	5,564	100	

備考 この表において「地方機関」とは、京都府行政機関設置条例(平成12年京都府条例第3号)の規定に基づき設置された機関その他人事委員会規則で定める機関をいう。
経過措置適用者を含む(以下の表も同じ)。

○公安職給料表

級	基準となる職務	合計		内 訳			職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階	
1級	巡査の行う職務	1,172	17.7	係員	879	2,177	32.9	巡査	
				隊員	63				
				初任科生	230				
2級	1 巡査長の行う職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	632	9.5	係員	507			巡査部長	
				隊員	65				
				主任	56				
				分隊長	4				
3級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1,340	20.2	係員	358			巡査	
				隊員	17				
				主任	917				
				分隊長	47				
				係長	1				
4級	1 係長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任の職務	1,515	22.9	係員	58	1,957	29.6	巡査部長	
				主任(うち再任用 3名)	897				
				分隊長	34				
				教官	2				
				係長	503				
				小隊長	15				
				教官	6				
5級	1 警察本部等の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を処理する係長の職務	1,409	21.3	係長(うち再任用25名)	1,344	1,911	28.9	警部補	
				小隊長	24				
				教官	14				
				副隊長(警部補級)	4				
				課長補佐	0				
				隊長補佐	2				
				中隊長	1				
				署課長	5				
				署課長代理	14				
				課長	1				
6級	1 警察本部等の課長補佐であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 警察署の課長であつて、困難な業務を処理するものの職務	216	3.3	課長補佐	59	396	6	警部	
				室長補佐	33				
				隊長補佐	12				
				所長補佐	6				
				副所長	1				
				隊長(警部級)	1				
				主任教官	2				
				中隊長	2				
				署課長	67				
				署課長代理	33				
7級	1 警察本部等の調査官又は次席の職務 2 警察署の管理官の職務 3 警察本部等の課長補佐であつて、特に困難な業務を処理するものの職務 4 警察署の課長であつて、特に困難な業務を処理するものの職務	225	3.4	次席	23			警部	
				隊長	1				
				副隊長	5				
				副所長	3				
				課長補佐	41				
				室長補佐	15				
				隊長補佐	2				
				所長補佐	3				
				署課長	60				
				署課長代理	5				
				調査官	28				
				次席(警視:調査官級)	5				
				室長(警視:調査官級)	9				
隊長(警視:調査官級)	1								

				所長(警視:調査官級)	6			
				隊長代理	1			
				署課長(警視:調査官級)	16			
				管理官	1			
8級	1 警察本部又は市警察部の課長、理事官又は監察官の職務 2 警察本部等の主席調査官の職務 3 警察署の長又は副署長の職務 4 警察学校の副校長の職務	93	1.4	課長	24	181	2.7	警視
				隊長	5			
				所長	1			
				理事官	7			
				監察官	3			
				主席調査官	13			
				室長(警視:主席調査官級)	4			
				副校長	1			
				署長	10			
				副署長	25			
9級	1 次長又は参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務 3 警察学校の長の職務	20	0.3	次長	6			
				参事官	3			
				室長	1			
				署長(警視:次長・参事官級)	10			
合 計		6,622	100		6,622	6,622	100	

○教育職給料表(2)

級	基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	89	2.4	実習助手(うち再任用 10名)	50	89	2.4	実習助手等
				寄宿舎指導員(うち再任用 3名)	39			
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は主任実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,488	92.7	教諭(うち再任用 176名)	3,313	3,488	92.7	教諭等
				養護教諭(うち再任用 2名)	96			
				栄養教諭	12			
				実習助手	55			
				寄宿舎指導員	12			
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	24	0.6	主幹教諭	8	24	0.6	主幹教諭等
				指導教諭	16			
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	99	2.6	副校長	5	99	2.6	教頭等
				教頭	94			
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	64	1.7	校長(うち再任用 2名)	64	64	1.7	校長等
合 計		3,764	100		3,764	3,764	100	

○教育職給料表(3)

級	基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	0	0		0	0	0	実習助手等
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,161	87.9	教諭(うち再任用 114名)	4,823	5,161	87.9	教諭等
				養護教諭(うち再任用 4名)	272			
				栄養教諭(うち再任用 5名)	66			
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	53	0.9	主幹教諭	30	53	0.9	主幹教諭等
				指導教諭	23			
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	337	5.7	副校長	8	337	5.7	教頭等
				教頭	329			
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	318	5.4	校長(うち再任用 3名)	318	318	5.4	校長等
合 計		5,869	100		5,869	5,869	100	

○医療職給料表(1)

級	基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1級	医療業務を行う職務	6	13	技師	6			
2級	1 病院の診療科の長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	2	4.3	主任医師	1	11	23.9	主事・技師級
				精神保健福祉総合センター課長	1			
3級	1 本庁の課長等の職務 2 病院の副院長の職務 3 地方機関の長の職務 4 病院の診療科の長であつて、困難な業務を処理するものの職務 5 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	26	56.5	技師	4	15	32.6	課長補佐級
				副課長	5			
				副室長	3			
				主任医師	0			
				精神保健福祉総合センター課長	0			
				洛南病院医長	6			
				参事	0			
				健康管理医	2			
				保健所長	3			
				洛南病院部長	2			
主席調査官	1							
4級	1 本庁の部長又は次長の職務 2 病院の長又は困難な業務を処理する副院長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	12	26.1	部長	1	12	26.1	部長級
				保健医療対策監	1			
				主査	0			
				広域振興局部長(うち一般任期付 2名)	4			
				リハビリテーション支援センター長	1			
				保健環境研究所(うち一般任期付 1名)	1			
				精神保健福祉総合センター所長	1			
				洛南病院長	1			
洛南病院副院長	2							
合 計		46	100		46	46	100	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

○医療職給料表(2)

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	0	0		0			
2級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	42	22.6	技師	42	42	22.6	主事・技師級
3級	主任の職務	8	4.3	主任	8			
4級	係長の職務	58	31.2	副主査(うち再任用 3名)	58	67	36	係長級
				主任栄養士	0			
5級	主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	68	36.6	主査	1	43	23.1	課長補佐級
				副課長	4			
				副室長	0			
				専門幹	4			
				主査	27			
				洛南病院課長	1	24	12.9	主幹級
				洛南病院副薬剤長	1			
				家畜保健衛生所課長	6			
				副課長	9			
				副室長	10			
				保健所室長	1			
				家畜保健衛生所長	1			
				家畜保健衛生所次長	1			
家畜保健衛生所課長	2							
6級	地方機関の長又は課長等の職務	8	4.3	保健所技術次長	0	10	5.4	課長級
				保健所室長	6			
				動物愛護センター所長	1			
				家畜保健衛生所長	1			
7級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	2	1.1	家畜保健衛生所長	2			
合 計		186	100		186	186	100	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

○医療職給料表(3)

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1級	准看護師の職務	0	0		0			
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	14	10.3	技師	14	14	10.3	主事・技師級
3級	病院の看護師長又は主任の職務	50	36.8	副主査(うち再任用 9名) 主任 洛南病院副看護師長	39 9 2	64	47.1	係長級
4級	病院の看護師長であつて、困難な業務を処理するものの職務	17	12.5	副主査 主査 洛南病院副看護師長 主査 洛南病院副看護師長	8 2 1 4 2			
5級	病院の副看護師長又は特に困難な業務を処理する看護師長の職務	54	39.7	副主査 主査 教務主任 洛南病院看護師長 洛南病院副看護師長 洛南病院副看護部長	3 37 2 7 4 1	56	41.2	係長級 課長補佐級
6級	病院の看護部長の職務	1	0.7	洛南病院看護部長	1			1
合 計		136	100		136	136	100	

○研究職給料表

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1級	上級の研究員の指揮監督の下に研究を行う研究員の職務	61	26.8	技師	48	61	26.8	主事・技師級
				研究員	5			
				主任研究員	8			
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究員の職務 2 主任の職務	45	19.7	主査	6	49	21.5	係長級
				副主査(うち再任用13名)	29			
				主任	0			
				専門研究員	9			
				専門員(うち再任用1名)	1			
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	100	43.9	副主査	4	75	32.9	課長補佐級
				専門幹	4			
				主任研究員	65			
				科学捜査研究所科長	6			
				主任研究員	12	21	9.2	主幹級
				中小企業技術センター室長	1			
				農林水産技術センター室長	1			
				農林水産技術センター部長	3			
調査官	4							
4級	1 試験場又は研究所(以下「試験場等」という。)の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な研究の統括、調整等を行う職務	18	7.9	保健環境研究所課長	4	17	7.5	課長級
				中小企業技術センター課長	3			
				織物・機械金属振興センター課長	1			
				農林水産技術センター所長	4			
				農林水産技術センター部長	4			
				農林水産技術センター場長	1			
				中小企業技術センター副所長	1			
5級	特に困難な業務を所掌する試験場等の長又は次長の職務	4	1.8	保健環境研究所技術次長	1	5	2.2	部長級
				農林水産技術センター長	1			
				農林水産技術センター所長	2			
合 計		228	100		228	228	100	

○技能労務職給料表

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1級	補助的な業務を行う職務	0	0		0			
2級	定型的な業務を行う職務	0	0		0	0	0	主事・技師級
3級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	0	0		0			
4級	係長又は主任の職務	61	28.1	主査	5	64	29.5	係長級
				副主査(うち再任用 27名)	40			
				主任(うち再任用 6名)	13			
				専門員	1			
				係員	2			
5級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	156	71.9	主査	1	153	70.5	課長補佐級
				副主査	2			
				専門幹	40			
				主査	63			
				技術主任	48			
				専門員	2			
合 計		217	100		217	217	100	

○第2号任期付研究員給料表

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%		人	人	%	段階
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	1	100		1	1	100	
2号給	博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律の規定に基づき設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	0	0		0	0	0	
3号給	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	0	0		0	0	0	
合 計		1	100		1	1	100	

○特定任期付職員給料表

級	基準となる職務	合 計		内 訳	職制上の段階			
		人	%		人	人	%	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0		0	0	0	
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0		0	0	0	
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	66.6	主査	2	2	66.6	
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	主幹	1	1	33.3	
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0		0	0	0	
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0		0	0	0	
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0		0	0	0	
合 計		3	100		3	3	100	